

議第72号

令和元年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業収益		千円 1,197,800	千円 7,470	千円 1,205,270
	1 営業収益	1,078,313	7,715	1,086,028
	2 営業外収益	119,487	△ 245	119,242

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 1,063,700	千円 △ 50,461	千円 1,013,239
	1 営業費用	1,037,378	△ 63,509	973,869
	2 営業外費用	26,322	13,048	39,370

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 300,204千円は、減債積立金 19,797千円、過年度分損益勘定留保資金 261,501千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額18,906千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 101,600	千円 △ 2,015	千円 99,585
	1 補助金	6,000	△ 600	5,400

	2 諸 収 入	95,600	△ 1,415	94,185
--	---------	--------	---------	--------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 433,100	△ 千円 33,311	千円 399,789
	1 建 設 改 良 費	405,886	△ 30,686	375,200
	3 固 定 資 産 購 入 費	7,417	△ 2,625	4,792

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 126,210	千円 6,912	千円 133,122
交 際 費	25	△ 10	15

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造